

改正	昭和48年4月1日全面改正	昭和49年4月1日一部改正
	昭和50年4月1日一部改正	昭和51年9月1日一部改正
	昭和52年4月1日一部改正	昭和53年5月31日一部改正
	昭和55年5月29日一部改正	昭和56年5月26日一部改正
	昭和57年2月9日一部改正	昭和57年5月26日一部改正
	昭和58年5月27日一部改正	昭和59年5月28日一部改正
	昭和60年5月28日一部改正	昭和61年5月27日一部改正
	昭和62年5月26日一部改正	昭和63年5月27日一部改正
	平成元年3月28日一部改正	平成元年7月15日一部改正
	平成2年7月12日一部改正	平成2年11月29日一部改正
	平成3年11月29日一部改正	平成4年11月26日一部改正
	平成5年5月25日一部改正	平成5年11月30日一部改正
	平成6年3月23日一部改正	平成6年7月6日一部改正
	平成6年11月29日一部改正	平成7年5月24日一部改正
	平成8年5月24日一部改正	平成9年5月23日一部改正
	平成10年5月25日一部改正	平成12年3月24日一部改正
	平成13年3月23日一部改正	平成14年3月20日一部改正
	平成15年3月20日一部改正	平成16年3月19日一部改正
	平成18年3月17日一部改正	平成18年5月26日一部改正
	平成18年11月2日一部改正	平成19年3月20日一部改正
	平成19年5月24日一部改正	平成19年11月1日一部改正
	平成20年3月21日一部改正	平成20年3月21日一部改正
	平成23年3月17日一部改正	平成23年10月20日一部改正
	平成25年3月21日一部改正	平成25年10月17日一部改正
	平成26年3月20日一部改正	平成26年5月22日一部改正
	平成26年7月24日一部改正	平成26年12月18日一部改正
	平成27年10月15日一部改正	平成28年3月17日一部改正
	平成28年5月26日一部改正	平成30年10月25日一部改正
	2021年3月25日一部改正	2021年10月21日一部改正

第1章 総則

第1条 武蔵大学大学院（以下「本大学院」という。）は、武蔵大学（以下「本大学」という。）の建学の精神に基づき、知と実践の融合を旨とし、学士課程教育における専門的教養を基盤とした学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる研究職及び高度職業人としての学識と能力を養い、世界的な視野から文化と社会の進展と調和に寄与することを目的とする。

2 本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について研究科ごとに定める。

第1条の2 本大学院は、前条の目的を達成し、教育研究の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び運営等については別に定める。

第2条 本大学院に、次の研究科及び課程をおく。

経済学研究科

経済・経営・ファイナンス専攻 博士前期課程・博士後期課程

人文科学研究科

欧米文化専攻 博士前期課程・博士後期課程

日本文化専攻 博士前期課程・博士後期課程

社会学専攻 博士前期課程・博士後期課程

2 前項の経済学研究科経済・経営・ファイナンス専攻博士後期課程は、大学院設置基準（昭和49年

文部省令第28号) 第14条に基づき教育方法の特例(昼夜開講制)による教育を行う。

第3条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程は、標準修業年限を5年とし、前期2年を博士前期課程(以下「修士課程」という。)、後期3年を博士後期課程と称し、所定の単位及び博士の学位論文並びに最終試験を課する。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 修士課程は、標準修業年限を2年とし、所定の単位及び修士の学位論文並びに最終試験を課する。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める長期履修学生制度の適用を受ける場合の修業年限は次のとおりとする。

長期履修学生制度の適用を受ける学生の場合 4年又は3年

第5条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済・経営・ファイナンス専攻	10	20	5	15
人文科学研究科	欧米文化専攻	8	16	4	12
人文科学研究科	日本文化専攻	8	16	4	12
人文科学研究科	社会学専攻	8	16	4	12

第6条 削除

第2章 教員組織

第7条 本大学院の教員には、本大学の教授を充て、必要ある場合に准教授、講師、助教を充てることができる。

第7条の2 各研究科は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるように特に留意するものとする。

第3章 運営組織

第8条 各研究科に教授会を置き、研究科委員会と称する。

2 研究科委員会は、当該研究科の教授をもって組織する。ただし、必要あるときは、准教授及び講師を加えることができる。

3 研究科に委員長を置き、当該研究科委員会構成員の教授のうちから選出する。ただし、学部長の兼任を妨げない。

4 委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、委員長の指名した教授がこれに代わる。

5 委員長は、学長の統督を受け、学長を補佐し、研究科の校務をつかさどる。

6 委員長の任期は2年とし、重任を妨げない。

第9条 研究科委員会は、学長が掲げる次の教育、研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与及び学位論文に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育、研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものと学長が別に定めた事項

第9条の2 本大学院に武蔵大学学則(以下「本大学学則」という。)第9条の2に定める全学教授会を置く。

第9条の3 本大学院に本大学学則第8条に定める大学協議会を置く。

第10条 削除

第11条 削除

第4章 教育課程

第11条の2 各研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学

位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第12条 各研究科の授業科目及びその区分並びに単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 授業科目の必修及び選択の区分並びに履修方法等については、本学則によるほか、別に定めるところによる。

3 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

第13条 修士課程においては、所要の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けるものとする。

2 博士後期課程においては、指導教員1名及び副指導教員2名以内を選び、必要な研究指導を受けなければならない。

第14条 修士課程においては、本大学院において教育上有益と認めたときに、次の各号に掲げる科目について合計15単位を超えない範囲で前条第1項に規定する単位とすることができる。

(1) 本大学院の同一研究科における他専攻科目

(2) 本大学院の他研究科における他専攻科目

(3) 研究科委員会において認めた他大学院開講科目

2 修士課程においては、本大学院において教育上有益と認めたときに、学生が本大学院に入学する前に大学院（本大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、前項に規定する単位とは別に、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項に定める単位数は、合計して20単位を超えることはできない。

4 第1項及び第2項に定める単位数については、各研究科において前3項に定める範囲内で上限を設けることがある。上限については、別に定める。

第15条 修士課程においては、在学期間中に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

第16条 博士後期課程においては、在学期間中に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けるものとする。

第17条 修士及び博士の学位論文は、学長に提出するものとする。

第5章 課程の修了及び学位の授与

第18条 履修した各授業科目の合否は、筆記試験若しくは口答試験又は研究報告によって決定する。

各授業科目の成績評価は、A、B、C、Dの4段階をもって表示し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、学部科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

2 各研究科は、学習の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第19条 学位論文及び最終試験に関しては、学長の諮問を受け研究科委員会が審査委員会を作り、その報告に基づいて審議し、その合否を学長が決定する。

第20条 本大学院において、修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した者及び博士課程に5年（本大学院の修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、その課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。

2 前条及び前項の修士課程の学位論文は、特定の課題についての研究成果をもって、代えることができる。

3 第1項にかかわらず、本大学院の修士課程を修了する者で次に掲げるものの在学期間に関しては、本大学院において必要と認めたときに、次に定める年数で足りるものとする。

- (1) 修士課程においては、次のいずれかに掲げる者は、1年以上在学すれば足りるものとする。
 - ア 優れた業績を上げた者
 - イ 第14条第2項の規定を適用された者のうち、本大学院に1年間在学したとみなされた者
 - (2) 博士課程においては、優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
 - (3) 第1号の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者は、博士課程において、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学すれば足りるものとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第1項にかかわらず、本大学院の修士課程を経ないで博士後期課程に入学した者の在学期間に関しては、3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学すれば足りるものとする。ただし、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限を1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。
- 5 第1項の定めのうち、本大学院博士後期課程において3年以上在学し、所定の修了必要単位を修得した者で、学位論文の提出及び最終試験のために引き続き在学しようとする者（「博士論文提出のための標準修業年限超過学生」という。）の学費等については別に定める。

第21条 本大学において授与する修士の学位は、次のとおりとする。

経済学研究科	修士（経済学）
人文科学研究科	修士（人文学）
	修士（社会学）

第22条 本大学において授与する博士の学位は、次のとおりとする。

経済学研究科	博士（経済学）
人文科学研究科	博士（人文学）
	博士（社会学）

第23条 本大学院の博士課程を経ない者又は博士課程に5年以上在学し、所定の単位を修得したのち退学した者でも、別に定めるところにより、博士の学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、専攻学術に関し、本大学院の博士課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認された者に対しては、所定の学位を授与する。

第6章 入学、休学、退学、転学及び再入学

第24条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 各研究科の定めるところにより、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第25条 修士課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第26条 修士課程の入学志願者に対しては、学力試験を行い、所定の調査書等を総合して、入学者を決定する。

第27条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（以下「専門職学位」という。））を得た者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第28条 博士後期課程の入学志願者に対する選考方法は、本大学院における修士の学位を取得した者については、その修士課程における学業成績及び修士の学位論文その他研究科委員会が定める方法による。

2 その他の志願者については、研究科委員会において適宜定めるものとする。

第29条 博士後期課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第30条 修士課程に4年、博士後期課程に6年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程の長期履修学生制度適用の学生の在学年限は第4条第3項に規定する修業年限に1年を加えた年限とする。

第31条 入学の時期、休学、退学及び転学については、次項及び第3項に定めるもののほか、本大学学則の規定を準用する。

2 休学期間は、通算して修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、休学期間を延長することができる。

3 休学期間は、標準修業期間に算入しない。ただし、2か月に達しない場合は、正規の休学が成立しないものとしてさかのぼって休学を取り消す。

第32条 再入学を志願するとき及び他の大学院から転学を志願するとき、選考の上許可することができる。

2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学年数の認定は、研究科委員会において審議し、学長が行うものとする。

第7章 科目等履修生・特別聴講学生・研究生

第33条 本大学院は、修士課程に限り、定員に余裕がある場合は、選考の上科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生は、当該科目につき、試験を受けることができる。

第34条 本大学院は、当該研究科と他の大学院との協議に基づき、他の大学院の学生で本大学院の授業科目を履修する者を特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生については別に定める。

第35条 修士の学位を取得した後、なお本大学院においてひきつづき研究を希望する者については、定員に余裕がある場合は選考の上研究生として受け入れることができる。

第36条 本大学院は官公庁又は外国政府その他の機関の委託により、特定の教授につき研究指導を希望する者がある場合には、選考の上研究生として入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生・研究生に関する規則は、これを別に定める。

第38条 特別の規定のない限り、本学則を、科目等履修生・特別聴講学生・研究生にも準用する。

第8章 賞罰

第39条 賞罰については、本大学学則の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替える。

第9章 入学検定料、入学金、授業料及び維持費

第40条 入学検定料は35,000円とする。

第41条 本大学院の入学金、授業料及び維持費は次表のとおりとする。

(博士前期課程)

入学金	150,000円
-----	----------

区分	春学期	秋学期	年額
授業料	260,000円	260,000円	520,000円
維持費	60,000円	60,000円	120,000円

(博士後期課程)

入学金	150,000円
-----	----------

区分	春学期	秋学期	年額
授業料	240,000円	240,000円	480,000円
維持費	60,000円	60,000円	120,000円

2 授業料等納入金に関して、納付期限等の必要な事項は別に定める。

第42条 削除

第43条 削除

第43条の2 第4条第3項に規定する長期履修学生制度適用の学生の授業料及び維持費については、第41条に規定するそれぞれの年額に所定の標準修業年限を乗じ、許可された修業年限で除した額とする。

第43条の3 休学期間の授業料は徴収しない。ただし、維持費は、第41条に規定する金額の2分の1を納付しなければならない。

第44条 削除

第44条の2 所定の期日内に授業料等納付金を納付しない者には、納付期限を明記した催告を發し、なお納付しないときは退学とする。

第10章 学年、学期及び休業日

第45条 学年、学期及び休業日については、本大学学則の規定を準用する。

第11章 教職課程

第46条 教育職員の免許状を得ようとする者は、第13条に定める単位を修得し、更に第20条に定める期間在学し、かつ教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において取得できる免許状は、次のとおりである。

研究科	専攻名	取得できる免許状の種類	免許教科
経済学研究科	経済・経営・ファイナンス専攻	高等学校教諭専修免許状	公民・商業
		中学校教諭専修免許状	社会
人文科学研究科	欧米文化専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史・英語・ドイツ語・フランス語
		中学校教諭専修免許状	社会・英語・ドイツ語・フランス語
	日本文化専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・地理歴史

		中学校教諭専修免許状	国語・社会
社会学専攻		高等学校教諭専修免許状	公民
		中学校教諭専修免許状	社会

3 前各項に定めるもののほか、教職課程の履修については、別に定める武蔵大学教職課程規則による。

第12章 国際交流

第47条 修学及び研究の上で有益と認められる場合は、本大学院の学生が外国の大学及び大学院に相当する高等教育機関（以下「大学等」という。）並びに研究機関への留学を許可することができる。

2 前項による留学は、本大学院における学籍上の扱いを在学のままとすることができる。

3 大学等に留学し修得した単位は、本学則第14条第1項に規定する15単位を限度として認定することができる。

4 本大学院の学生の国外留学については、別にこれを定める。

第48条 外国人留学生の取扱いについては、別にこれを定める。

第49条 国際学术交流については、別にこれを定める。

第13章 改廃

第50条 この学則の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、現に本大学院に在学する学生については、第33条の規定にかかわらず、45年度、46年度入学生は授業料の年額95,000円とする。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日からこれを施行する。ただし、第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和51年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和51年9月1日から施行し、授業料の額については昭和52年度入学生から適用する。ただし、昭和52年度に旧規程による博士課程に入学する学生については、入学検定料を除き、なお従前の額とする。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年6月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年6月15日から施行する。ただし、入学金、授業料の額並びに維持費については、昭和56年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年6月15日から施行する。ただし、入学検定料、授業料の額ならびに維持費については、昭和57年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日からこれを施行する。ただし、昭和52年度以前入学生についてはなお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和57年6月21日から施行する。ただし、授業料の額ならびに維持費については、昭和58年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年6月27日から施行する。ただし、授業料の額ならびに維持費については、昭

和59年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年6月25日から施行する。ただし、授業料の額ならびに維持費については、昭和60年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年7月1日から施行する。ただし、維持費については、昭和61年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年7月1日から施行する。ただし、維持費については、昭和62年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和62年7月1日から施行する。ただし、授業料の額については、昭和63年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年7月1日から施行する。ただし、本学則施行以前になされた除籍は、本学則の規定にもとづく退学とみなす。また、入学金及び授業料については、昭和64年度以降の入学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、学則第41条の入学金についてはなお従前の例によるものとし、第43条の維持費についてはこの学則を適用する。
- 昭和63年度以前入学生の学則第43条の維持費については、同条の定めにかかわらず、年額次のとおりとする。

昭和59年度 入学生	103,000円
昭和60年度 入学生	123,600円
昭和61年度 入学生	144,200円
昭和62年度～昭和63年度入学生	164,800円

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第40条に規定する入学検定料は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成3年12月20日から施行する。ただし、学則第41条の入学金ならびに第43条の維持費については、平成3年10月1日から施行する。
- 学則第43条の維持費については、同条の定めにかかわらず、平成3年度以前入学生は、年額次のとおりとする。

昭和59年度 入学生	100,000円
昭和60年度 入学生	120,000円
昭和61年度 入学生	140,000円
昭和62年度～平成3年度入学生	160,000円

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前の入学生については、第12条別表第1(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、第40条の入学検定料、第42条の授業料及び第43条の維持費の額については、平成5年8月1

日から施行することとし、平成6年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年9月1日から施行する。ただし、学則第42条の授業料及び第43条の維持費については、平成7年度以降の入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の入学生については、改正後の別表第1(1)の備考の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年9月1日から施行する。ただし、変更後の学則第42条の授業料及び第43条の維持費については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、本学則の施行のため必要な行為及び手続は、施行前においてもこれを行うことができる。
- 2 平成8年度以前の入学生の取扱いについては、本学則の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年9月1日から施行する。ただし、変更後の学則第43条の維持費については、平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、本学則の施行のため必要な行為及び手続は、施行前においてもこれを行うことができる。
- 2 平成9年度以前の入学生の取扱いについては、本学則の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年9月1日から施行する。ただし、変更後の学則第43条の維持費については、平成11年度入学生から適用し、平成10年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、本学則の施行のため必要な行為及び手続は、施行前においてもこれを行うことができる。
- 2 平成10年度以前の入学生の取扱いについては、本学則の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学生の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第12条別表第1及び別表第2中、経済学研究科の「金融工学Ⅰ」、「金融工学Ⅱ」、「金融工学特殊研究Ⅰ」及び「金融工学特殊研究Ⅱ」並びに人文科学研究科の「欧米近代語学演習Ⅰ・Ⅱ」、「欧米思想特殊研究Ⅰ・Ⅱ」、「欧米思想演習Ⅰ・Ⅱ」、「西洋史演習Ⅰ」、「西洋史演習Ⅱ」、「西洋史演習Ⅲ」、「比較思想特殊研究」、「比較思想演習」、「日本語学演習」、「日本思想史演習」、「東

アジア文化特殊研究」及び「東アジア文化演習」については、平成13年度以前の入学生に適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学生の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第12条別表中「経済学講義Ⅰ」、「経済学講義Ⅱ」、「経済学講義特殊研究Ⅰ」、「経済学講義特殊研究Ⅱ」、「情報コミュニケーションⅠ」、「情報コミュニケーションⅡ」、「国際ファイナンスⅠ」、「国際ファイナンスⅡ」、「経営・ファイナンス講義Ⅰ」、「経営・ファイナンス講義Ⅱ」、「情報コミュニケーション特殊研究Ⅰ」、「情報コミュニケーション特殊研究Ⅱ」、「国際ファイナンス特殊研究Ⅰ」及び「国際ファイナンス特殊研究Ⅱ」、「経営・ファイナンス講義特殊研究Ⅰ」、「経営・ファイナンス講義特殊研究Ⅱ」並びに同条別表第2中「ヨーロッパ文化専門演習1」、「ヨーロッパ文化専門演習2」、「英語圏文化研究1」、「英語圏文化研究2」、「英語圏文化専門演習1」、「英語圏文化専門演習2」、「比較文化研究1」、「比較文化研究2」、「比較文化専門演習1」、「比較文化専門演習2」、「日本生活文化研究1」、「日本生活文化研究2」、「日本生活文化専門演習1」、「日本生活文化専門演習2」、「日本古典文学研究B1」、「日本古典文学研究B2」、「日本古典文学専門演習B1」、「日本古典文学専門演習B2」、「ジェンダー研究A1」、「ジェンダー研究A2」、「ジェンダー研究B1」、「ジェンダー研究B2」、「メディア研究B1」、「メディア研究B2」、「ジェンダー研究C1」及び「ジェンダー研究C2」の授業科目は、平成15年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日からこれを施行する。ただし、改正後の第4条第3項、第30条第2項、第43条の2の規定は平成18年度入学生より適用する。
- 2 平成17年度以前の入学生の取扱いについては、なお従前の例による。ただし改正後の第12条別表第1中、「国際経済学Ⅰa」、「国際経済学Ⅰb」、「国際経済学Ⅱa」、「国際経済学Ⅱb」、「国際経営Ⅰa」、「国際経営Ⅰb」、「国際経営Ⅱa」、「国際経営Ⅱb」、「租税法Ⅰa」、「租税法Ⅰb」、「租税法Ⅱa」、「租税法Ⅱb」、「国際経済学特殊研究Ⅰa」、「国際経済学特殊研究Ⅰb」、「国際経済学特殊研究Ⅱa」、「国際経済学特殊研究Ⅱb」、「国際経営特殊研究Ⅰa」、「国際経営特殊研究Ⅰb」、「国際経営特殊研究Ⅱa」、「国際経営特殊研究Ⅱb」、「租税法特殊研究Ⅰa」、「租税法特殊研究Ⅰb」、「租税法特殊研究Ⅱa」、「租税法特殊研究Ⅱb」の授業科目は、平成17年度以前の入学生にも適用する。
- 3 従前の経済学研究科経済学専攻博士前期課程及び経営・ファイナンス専攻博士前期課程は、平成18年4月1日で学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

附 則

この学則は、平成18年5月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、取得できる教育職員免許状については、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生の取扱いについては、第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第12条別表第1中、「政治経済学」、「上級マクロ経済学」、「応用ミクロ経済分析」、「経済動学」、「計量経済学」、「経済学史」、「経済理論演習」、「西洋経済史」、「日本経済史」、「社会思想史」、「経済史演習」、「財政金融論」、「現代財政論」、「現代金融論」、「世界経済論」、「日本経済論」、「産業組織論」、「労働経済学」、「農業経済学」、「開発経済学」、「国際経済学」、「応用経済演習」、「経済学講義」、「ベンチャー企業」、「国際経営」、「生産マネジメント」、「経営組織」、「組織行動」、「マーケティング」、「経営戦略」、「市場戦略」、「人事管理」、「経営史」、「経営学演習」、「経営情報マネジメント」、「意思決定システム」、「数理システム」、「情報コミュニケーション」、「経営情報演習」、「財務会計論」、「管理会計論」、「監査論」、「会計学演習」、「財産法」、「企業法」、「租税法」、「経営法演習」、「コーポレートファイナンス」、「インベストメント」、「証券市場」、「金融工学」、「国際経営財務」、「国

際ファイナンス」、「金融機関」、「ファイナンス演習」、「経営・ファイナンス講義」、「政治経済学特殊研究」、「上級マクロ経済学特殊研究」、「応用ミクロ経済分析特殊研究」、「経済動学特殊研究」、「計量経済学特殊研究」、「経済学史特殊研究」、「経済理論論文指導」、「西洋経済史特殊研究」、「日本経済史特殊研究」、「社会思想史特殊研究」、「経済史論文指導」、「財政金融論特殊研究」、「現代財政論特殊研究」、「現代金融論特殊研究」、「世界経済論特殊研究」、「日本経済論特殊研究」、「産業組織論特殊研究」、「労働経済学特殊研究」、「農業経済学特殊研究」、「開発経済学特殊研究」、「国際経済学特殊研究」、「応用経済論文指導」、「経済学講義特殊研究」、「国際経営特殊研究」、「ベンチャー企業特殊研究」、「生産マネジメント特殊研究」、「経営組織特殊研究」、「組織行動特殊研究」、「マーケティング特殊研究」、「経営戦略特殊研究」、「市場戦略特殊研究」、「経営史特殊研究」、「経営学論文指導」、「経営情報マネジメント特殊研究」、「意思決定システム特殊研究」、「数理システム特殊研究」、「情報コミュニケーション特殊研究」、「経営情報論文指導」、「財務会計論特殊研究」、「管理会計論特殊研究」、「監査論特殊研究」、「会計学論文指導」、「財産法特殊研究」、「企業法特殊研究」、「租税法特殊研究」、「経営法論文指導」、「コーポレートファイナンス特殊研究」、「インベストメント特殊研究」、「証券市場特殊研究」、「金融工学特殊研究」、「国際経営財務特殊研究」、「国際ファイナンス特殊研究」、「金融機関特殊研究」、「経営ファイナンス統計特殊研究」、「ファイナンス論文指導」、「経営・ファイナンス講義特殊研究」については、平成18年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正後の第12条別表第2中、「英語コミュニケーション研究1」、「英語コミュニケーション研究2」、「英語コミュニケーション専門演習1」、「英語コミュニケーション専門演習2」は、平成18年度以前の入学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 従前の経済学研究科経済学専攻博士後期課程及び経営・ファイナンス専攻博士後期課程は、平成20年4月1日で学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条別表第2中、「英米の文化研究1」、「英米の文化研究2」、「英米の文化専門演習1」、「英米の文化専門演習2」については、平成18年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生の取扱いについては、なお従前の例による。ただし改正後の第12条別表第1中、「財務報告論Ⅰa」、「財務報告論Ⅰb」、「財務報告論Ⅱa」、「財務報告論Ⅱb」は、平成18年度以降の入学生に、「財務報告論特殊研究」は、平成20年度以降の入学生に適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条別表第1は、平成20年度以降の経済学研究科の入学生に適用する。

3 この学則の改正に伴い、「武蔵大学大学院運営組織規程」（昭和44年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第41条については、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第14条については、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日に遡って適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第46条第2項及び第3項については、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

経済学研究科の授業科目と単位数

授業科目は、履修要項により、具体的名称を付することがある。

研究科・専攻名			授業科目	単位数
経済学研究科	経済・経営・ファイナンス専攻	博士前期課程	政治経済学Ⅰ a	2
			政治経済学Ⅰ b	2
			政治経済学Ⅱ a	2
			政治経済学Ⅱ b	2
			上級マクロ経済学Ⅰ a	2
			上級マクロ経済学Ⅰ b	2
			上級マクロ経済学Ⅱ a	2
			上級マクロ経済学Ⅱ b	2
			応用ミクロ経済分析Ⅰ a	2
			応用ミクロ経済分析Ⅰ b	2
			応用ミクロ経済分析Ⅱ a	2
			応用ミクロ経済分析Ⅱ b	2
			経済動学Ⅰ a	2
			経済動学Ⅰ b	2
			経済動学Ⅱ a	2
			経済動学Ⅱ b	2
			計量経済学Ⅰ a	2
			計量経済学Ⅰ b	2
計量経済学Ⅱ a	2			
計量経済学Ⅱ b	2			

経済学史Ⅰ a	2
経済学史Ⅰ b	2
経済学史Ⅱ a	2
経済学史Ⅱ b	2
中級マクロ経済学	2
中級ミクロ経済学	2
経済理論演習Ⅰ a	2
経済理論演習Ⅰ b	2
経済理論演習Ⅱ a	2
経済理論演習Ⅱ b	2
西洋経済史Ⅰ a	2
西洋経済史Ⅰ b	2
西洋経済史Ⅱ a	2
西洋経済史Ⅱ b	2
日本経済史Ⅰ a	2
日本経済史Ⅰ b	2
日本経済史Ⅱ a	2
日本経済史Ⅱ b	2
社会思想史Ⅰ a	2
社会思想史Ⅰ b	2
社会思想史Ⅱ a	2
社会思想史Ⅱ b	2
経済史演習Ⅰ a	2
経済史演習Ⅰ b	2
経済史演習Ⅱ a	2
経済史演習Ⅱ b	2
財政金融論Ⅰ a	2
財政金融論Ⅰ b	2
財政金融論Ⅱ a	2
財政金融論Ⅱ b	2
現代財政論Ⅰ a	2
現代財政論Ⅰ b	2
現代財政論Ⅱ a	2
現代財政論Ⅱ b	2
現代金融論Ⅰ a	2
現代金融論Ⅰ b	2
現代金融論Ⅱ a	2
現代金融論Ⅱ b	2
世界経済論Ⅰ a	2
世界経済論Ⅰ b	2
世界経済論Ⅱ a	2
世界経済論Ⅱ b	2
日本経済論Ⅰ a	2
日本経済論Ⅰ b	2
日本経済論Ⅱ a	2
日本経済論Ⅱ b	2
産業組織論Ⅰ a	2

産業組織論 I b	2
産業組織論 II a	2
産業組織論 II b	2
労働経済学 I a	2
労働経済学 I b	2
労働経済学 II a	2
労働経済学 II b	2
農業経済学 I a	2
農業経済学 I b	2
農業経済学 II a	2
農業経済学 II b	2
開発経済学 I a	2
開発経済学 I b	2
開発経済学 II a	2
開発経済学 II b	2
国際経済学 I a	2
国際経済学 I b	2
国際経済学 II a	2
国際経済学 II b	2
応用経済演習 I a	2
応用経済演習 I b	2
応用経済演習 II a	2
応用経済演習 II b	2
経済学講義 I	2
経済学講義 II	2
ベンチャー企業 I a	2
ベンチャー企業 I b	2
ベンチャー企業 II a	2
ベンチャー企業 II b	2
国際経営 I a	2
国際経営 I b	2
国際経営 II a	2
国際経営 II b	2
経営管理 I a	2
経営管理 I b	2
経営管理 II a	2
経営管理 II b	2
生産マネジメント I a	2
生産マネジメント I b	2
生産マネジメント II a	2
生産マネジメント II b	2
経営組織 I a	2
経営組織 I b	2
経営組織 II a	2
経営組織 II b	2
マーケティング I a	2
マーケティング I b	2

マーケティングⅡ a	2
マーケティングⅡ b	2
経営戦略Ⅰ a	2
経営戦略Ⅰ b	2
経営戦略Ⅱ a	2
経営戦略Ⅱ b	2
人事管理Ⅰ a	2
人事管理Ⅰ b	2
人事管理Ⅱ a	2
人事管理Ⅱ b	2
経営史Ⅰ a	2
経営史Ⅰ b	2
経営史Ⅱ a	2
経営史Ⅱ b	2
経営学演習Ⅰ a	2
経営学演習Ⅰ b	2
経営学演習Ⅱ a	2
経営学演習Ⅱ b	2
経営情報マネジメントⅠ a	2
経営情報マネジメントⅠ b	2
経営情報マネジメントⅡ a	2
経営情報マネジメントⅡ b	2
意思決定支援システムⅠ a	2
意思決定支援システムⅠ b	2
意思決定支援システムⅡ a	2
意思決定支援システムⅡ b	2
情報コミュニケーションⅠ a	2
情報コミュニケーションⅠ b	2
情報コミュニケーションⅡ a	2
情報コミュニケーションⅡ b	2
経営情報演習Ⅰ a	2
経営情報演習Ⅰ b	2
経営情報演習Ⅱ a	2
経営情報演習Ⅱ b	2
財務会計論Ⅰ a	2
財務会計論Ⅰ b	2
財務会計論Ⅱ a	2
財務会計論Ⅱ b	2
財務報告論Ⅰ a	2
財務報告論Ⅰ b	2
財務報告論Ⅱ a	2
財務報告論Ⅱ b	2
管理会計論Ⅰ a	2
管理会計論Ⅰ b	2
管理会計論Ⅱ a	2
管理会計論Ⅱ b	2
国際会計論Ⅰ a	2

国際会計論 I b	2
国際会計論 II a	2
国際会計論 II b	2
監査論 I a	2
監査論 I b	2
監査論 II a	2
監査論 II b	2
会計学演習 I a	2
会計学演習 I b	2
会計学演習 II a	2
会計学演習 II b	2
財産法 I a	2
財産法 I b	2
財産法 II a	2
財産法 II b	2
企業法 I a	2
企業法 I b	2
企業法 II a	2
企業法 II b	2
租税法 I a	2
租税法 I b	2
租税法 II a	2
租税法 II b	2
経営法演習 I a	2
経営法演習 I b	2
経営法演習 II a	2
経営法演習 II b	2
コーポレートファイナンス I a	2
コーポレートファイナンス I b	2
コーポレートファイナンス II a	2
コーポレートファイナンス II b	2
インベストメント I a	2
インベストメント I b	2
インベストメント II a	2
インベストメント II b	2
証券市場 I a	2
証券市場 I b	2
証券市場 II a	2
証券市場 II b	2
金融工学 I a	2
金融工学 I b	2
金融工学 II a	2
金融工学 II b	2
国際経営財務 I a	2
国際経営財務 I b	2
国際経営財務 II a	2
国際経営財務 II b	2

国際ファイナンス I a	2
国際ファイナンス I b	2
国際ファイナンス II a	2
国際ファイナンス II b	2
金融機関 I a	2
金融機関 I b	2
金融機関 II a	2
金融機関 II b	2
経営ファイナンス統計	2
ファイナンス演習 I a	2
ファイナンス演習 I b	2
ファイナンス演習 II a	2
ファイナンス演習 II b	2
経営・ファイナンス講義 I	2
経営・ファイナンス講義 II	2
政治経済学	2
上級マクロ経済学	2
応用ミクロ経済分析	2
経済動学	2
計量経済学	2
経済学史	2
経済理論演習	2
西洋経済史	2
日本経済史	2
社会思想史	2
経済史演習	2
財政金融論	2
現代財政論	2
現代金融論	2
世界経済論	2
日本経済論	2
産業組織論	2
労働経済学	2
農業経済学	2
開発経済学	2
国際経済学	2
応用経済演習	2
経済学講義	2
ベンチャー企業	2
国際経営	2
生産マネジメント	2
経営組織	2
組織行動	2
マーケティング	2
経営戦略	2
市場戦略	2
人事管理	2

		経営史	2
		経営学演習	2
		経営情報マネジメント	2
		意思決定システム	2
		数理システム	2
		情報コミュニケーション	2
		経営情報演習	2
		財務会計論	2
		管理会計論	2
		監査論	2
		会計学演習	2
		財産法	2
		企業法	2
		租税法	2
		経営法演習	2
		コーポレートファイナンス	2
		インベストメント	2
		証券市場	2
		金融工学	2
		国際経営財務	2
		国際ファイナンス	2
		金融機関	2
		ファイナンス演習	2
		経営・ファイナンス講義	2
経済・経営・ ファイナンス 専攻	博士後期課程	政治経済学特殊研究	2
		上級マクロ経済学特殊研究	2
		応用ミクロ経済分析特殊研究	2
		経済動学特殊研究	2
		計量経済学特殊研究	2
		経済学史特殊研究	2
		経済理論論文指導	2
		西洋経済史特殊研究	2
		日本経済史特殊研究	2
		経済史論文指導	2
		財政論特殊研究	2
		金融論特殊研究	2
		世界経済論特殊研究	2
		日本経済論特殊研究	2
		産業組織論特殊研究	2
		労働経済学特殊研究	2
		農業経済学特殊研究	2
		開発経済学特殊研究	2
		国際経済学特殊研究	2
		応用経済論文指導	2
		国際経営特殊研究	2
		ベンチャー企業特殊研究	2
		生産マネジメント特殊研究	2

		経営組織特殊研究	2
		組織行動特殊研究	2
		マーケティング特殊研究	2
		経営戦略特殊研究	2
		市場戦略特殊研究	2
		人事管理特殊研究	2
		経営史特殊研究	2
		経営学論文指導	2
		経営情報マネジメント特殊研究	2
		意思決定システム特殊研究	2
		数理システム特殊研究	2
		情報コミュニケーション特殊研究	2
		経営情報論文指導	2
		財務会計論特殊研究	2
		財務報告論特殊研究	2
		管理会計論特殊研究	2
		国際会計論特殊研究	2
		監査論特殊研究	2
		会計学論文指導	2
		財産法特殊研究	2
		企業法特殊研究	2
		租税法特殊研究	2
		経営法論文指導	2
		コーポレートファイナンス特殊研究	2
		インベストメント特殊研究	2
		証券市場特殊研究	2
		金融工学特殊研究	2
		国際ファイナンス特殊研究	2
		金融機関特殊研究	2
		ファイナンス論文指導	2

別表第2（第12条関係）

人文科学研究科の授業科目と単位数

授業科目は、履修要項により、具体的名称を付することがある。

①専攻科目

研究科・専攻名	授業科目	単位数
人文科学研究科 欧米文化専攻 博士前期課程	英語学研究 1	2
	英語学研究 2	2
	英語学専門演習 1	2
	英語学専門演習 2	2
	英語コミュニケーション研究 1	2
	英語コミュニケーション研究 2	2
	英語コミュニケーション専門演習 1	2
	英語コミュニケーション専門演習 2	2
	ドイツ語学研究 1	2
	ドイツ語学研究 2	2
	ドイツ語学専門演習 1	2

ドイツ語学専門演習 2	2
フランス語学研究 1	2
フランス語学研究 2	2
フランス語学専門演習 1	2
フランス語学専門演習 2	2
イギリス文学研究 1	2
イギリス文学研究 2	2
イギリス文学専門演習 1	2
イギリス文学専門演習 2	2
アメリカ文学研究 1	2
アメリカ文学研究 2	2
アメリカ文学専門演習 1	2
アメリカ文学専門演習 2	2
ドイツ文学研究 1	2
ドイツ文学研究 2	2
ドイツ文学専門演習 1	2
ドイツ文学専門演習 2	2
フランス文学研究 1	2
フランス文学研究 2	2
フランス文学専門演習 1	2
フランス文学専門演習 2	2
欧米思想研究 A・B 1	2
欧米思想研究 A・B 2	2
欧米思想専門演習 A・B 1	2
欧米思想専門演習 A・B 2	2
欧米思想研究 C 1	2
欧米思想研究 C 2	2
欧米思想専門演習 C 1	2
欧米思想専門演習 C 2	2
欧米思想研究 D 1	2
欧米思想研究 D 2	2
欧米思想専門演習 D 1	2
欧米思想専門演習 D 2	2
西洋史研究 A 1	2
西洋史研究 A 2	2
西洋史専門演習 A 1	2
西洋史専門演習 A 2	2
西洋史研究 B 1	2
西洋史研究 B 2	2
西洋史専門演習 B 1	2
西洋史専門演習 B 2	2
西洋史研究 C 1	2
西洋史研究 C 2	2
西洋史専門演習 C 1	2
西洋史専門演習 C 2	2
西洋史研究 D 1	2
西洋史研究 D 2	2

	西洋史専門演習D 1	2
	西洋史専門演習D 2	2
	比較文学研究 1	2
	比較文学研究 2	2
	比較文学専門演習 1	2
	比較文学専門演習 2	2
	比較芸術研究 1	2
	比較芸術研究 2	2
	比較芸術専門演習 1	2
	比較芸術専門演習 2	2
	比較思想研究 1	2
	比較思想研究 2	2
	比較思想専門演習 1	2
	比較思想専門演習 2	2
	ヨーロッパ文化研究 1	2
	ヨーロッパ文化研究 2	2
	ヨーロッパ文化専門演習 1	2
	ヨーロッパ文化専門演習 2	2
	英語圏文化研究 1	2
	英語圏文化研究 2	2
	英語圏文化専門演習 1	2
	英語圏文化専門演習 2	2
	英米の文化研究 1	2
	英米の文化研究 2	2
	英米の文化専門演習 1	2
	英米の文化専門演習 2	2
	比較文化研究 1	2
	比較文化研究 2	2
	比較文化専門演習 1	2
	比較文化専門演習 2	2
	ヨーロッパ古典文学 1	2
	ヨーロッパ古典文学 2	2
	ヨーロッパ比較芸術 1	2
	ヨーロッパ比較芸術 2	2
	文献研究 A 1	1
	文献研究 A 2	1
	文献研究 B 1	1
	文献研究 B 2	1
	文献研究 C 1	1
	文献研究 C 2	1
	文献研究 D 1	1
	文献研究 D 2	1
	欧米文化研究指導演習 1	2
	欧米文化研究指導演習 2	2
	博士後期課程 欧米文化特別演習 1	2
	欧米文化特別演習 2	2
日本文化専攻	博士前期課程 日本語学研究 1	2

日本語学研究 2	2
日本語学専門演習 1	2
日本語学専門演習 2	2
日本思想史研究 1	2
日本思想史研究 2	2
日本思想史専門演習 1	2
日本思想史専門演習 2	2
日本社会文化史研究 1	2
日本社会文化史研究 2	2
日本社会文化史専門演習 1	2
日本社会文化史専門演習 2	2
日本生活文化研究 1	2
日本生活文化研究 2	2
日本生活文化専門演習 1	2
日本生活文化専門演習 2	2
日本民俗史研究 1	2
日本民俗史研究 2	2
日本民俗史専門演習 1	2
日本民俗史専門演習 2	2
日本芸能史研究 1	2
日本芸能史研究 2	2
日本芸能史専門演習 1	2
日本芸能史専門演習 2	2
日本古典文学研究 A 1	2
日本古典文学研究 A 2	2
日本古典文学専門演習 A 1	2
日本古典文学専門演習 A 2	2
日本古典文学研究 B 1	2
日本古典文学研究 B 2	2
日本古典文学専門演習 B 1	2
日本古典文学専門演習 B 2	2
日本近代文学研究 A 1	2
日本近代文学研究 A 2	2
日本近代文学専門演習 A 1	2
日本近代文学専門演習 A 2	2
日本近代文学研究 B 1	2
日本近代文学研究 B 2	2
日本近代文学専門演習 B 1	2
日本近代文学専門演習 B 2	2
日本美術史研究 1	2
日本美術史研究 2	2
東アジア文化研究 1	2
東アジア文化研究 2	2
東アジア文化専門演習 1	2
東アジア文化専門演習 2	2
日本文化研究指導演習 1	2
日本文化研究指導演習 2	2

社会学専攻	博士後期課程	日本文化特別演習 1	2
		日本文化特別演習 2	2
	博士前期課程	社会学研究 A 1	2
		社会学研究 A 2	2
		ジェンダー研究 A 1	2
		ジェンダー研究 A 2	2
		社会学専門演習 A 1	2
		社会学専門演習 A 2	2
		社会学研究 B 1	2
		社会学研究 B 2	2
		ジェンダー研究 B 1	2
		ジェンダー研究 B 2	2
		メディア研究 B 1	2
		メディア研究 B 2	2
		社会学専門演習 B 1	2
		社会学専門演習 B 2	2
		社会学研究 C 1	2
		社会学研究 C 2	2
		ジェンダー研究 C 1	2
		ジェンダー研究 C 2	2
		社会学専門演習 C 1	2
		社会学専門演習 C 2	2
		社会学特論 A 1	2
		社会学特論 A 2	2
		社会学特論 B 1	2
		社会学特論 B 2	2
		社会学特論 C 1	2
		社会学特論 C 2	2
	社会学研究指導演習 1	2	
	社会学研究指導演習 2	2	
博士後期課程	社会学特別演習 1	2	
	社会学特別演習 2	2	

②専攻横断科目

研究科・専攻名			授業科目	単位数
人文科学研究科	欧米文化専攻	博士前期課程	教育実践研究 1	2
			教育実践研究 2	2
	日本文化専攻 社会学専攻		教育実践専門演習 1	2
			教育実践専門演習 2	2
			博物館文化資源学研究 1	2
			博物館文化資源学研究 2	2
			博物館文化資源学実習 1	1
			博物館文化資源学実習 2	1
			文化財科学研究 1	2
			文化財科学研究 2	2